

答 申 書  
( 答 申 第 3 6 号 )  
平成 1 2 年 8 月 2 1 日

---

**1 審査会の結論**

社会福祉法人 〃 の特別養護老人ホーム等建設に関わる平成 7 年度から平成 9 年度の社会福祉施設整備事業費補助金の交付申請及び実績報告に係る別紙 1 の表に掲げる対象公文書のうち、(4)の補助事業等実績報告書に記録されている振込先金融機関名、預金種別及び口座番号を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分については開示すべきである。

**2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**  
別紙 2 のとおり

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、社会福祉法人 〃 (以下「本件法人」という。)の特別養護老人ホーム等(以下「本件施設」という。)建設に関わる社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱(平成 3 年 1 1 月 2 5 日付け厚生省社第 4 0 9 号厚生事務次官通知) 同要綱を基に毎年北海道知事(以下「実施機関」という。)が定める告示及び主管部長が定める社会福祉施設整備費補助金交付要綱等に基づく平成 7 年度から平成 9 年度の社会福祉施設整備事業費補助金(以下「本件補助金」という。)の交付申請及び実績報告に係る文書のうち次の文書である。

ア 交付申請に係る文書

- (ア) 交付申請書(共通第 1 号様式)
- (イ) 事業計画書(生福第 1 0 4 号様式。以下「本件事業計画書」という。)
- (ウ) 交付申請額算出調書(生福第 1 2 3 号様式)
- (エ) 事業予算書(共通第 2 0 号様式。以下「本件事業予算書」という。)
- (オ) 工事請負契約書

イ 実績報告に係る文書

- (ア) 補助事業等実績報告書(共通第 2 8 号様式。以下「本件実績報告書」という。)
- (イ) 事業実績報告書(生福第 1 0 6 号様式)
- (ウ) 精算額算出内訳(生福第 1 4 4 号様式)
- (エ) 事業精算書(共通第 3 1 号様式。以下「本件事業精算書」という。)
- (オ) 工事完成届(共通第 2 7 号様式)
- (カ) 公費補助事業に係る建設工事検査調書(第 1 2 号様式)
- (キ) 建築基準法第 7 条第 3 項の規定による検査済証
- (ク) 工事請負契約書

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち、別紙 1 の表に掲げる対象公文書のそれぞれ中欄に掲げる部分が北海道情報公開条例(平成 1 0 年北海道条例第 2 8 号。以下「条例」という。)第 1 0

条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)をしており、異議申立人は本件処分の取消しを求めているが、本件異議申立ての後、実施機関において平成12年3月31日付け後社福第3001号により別紙1の右欄に掲げる部分の開示を決定(以下「本件追加処分」という。)しており、当該部分については後発的に処分の取消しを求める利益がなくなっていることから当審査会の判断を要しないものと判断し、本件処分のうち本件追加処分により開示した部分を除く部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 本件事業計画書、本件事業予算書及び本件事業精算書について

(ア) 本件事業計画書及び本件事業予算書は本件補助金の交付申請の際に、本件事業精算書は実績報告の際に、本件法人から実施機関に提出された文書であり、それぞれ次の情報が記録されている。

a 本件事業計画書

本件事業計画書には、対象施設の概要及び施設整備費に係る事業計画が記録されており、本件法人は複数の施設整備のため交付申請しているため、事業計画のうち、「整備費内訳」及び「財源内訳」は特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等の施設種別ごとに金額が記録されている。本件処分で実施機関が非開示とした「設置者負担金」の内訳の金額欄は、「財源内訳」の表の一部であり、当該部分には本件法人が本件施設の整備に際し計画していた国庫補助金及び道費補助金以外の財源の内訳(具体には、市補助金、借入金及び一般財源)に関する情報が記録されている。

b 本件事業予算書

本件事業予算書には、補助対象年度の収入及び支出の科目ごとの予算額が記録されており、施設種別ごとに一部作成されている。本件処分で実施機関が非開示とした収入の部の「借入金収入」及び「設備資金借入金収入」(平成7年度分については、「設備資金借入金収入」及び「繰入金収入」)の金額欄には、本件法人が本件施設の整備に際し計画していた道費補助金以外の財源の科目ごとの内訳に関する情報が記録されている。

c 本件事業精算書

本件事業精算書には、補助対象年度の収入及び支出の科目ごとの予算額及び精算額の内訳が記録されており、施設種別ごとに作成されている。本件処分で実施機関が非開示としたのは、収入の部の「借入金収入」及び「本部会計繰入金収入」の金額並びに借入金収入の備考欄に記録されている借入先別の金額であり、本件法人が本件施設の整備に際し交付決定を受けた事業の予算額に対する精算状況が記録されている。

なお、借入金収入の備考欄に記録されている借入先は、地方公共団体等であり、本件処分により既に開示されている。

(イ) 一般に、法人の事業に関する財源の内訳は、当該法人の内部管理に属する情報ではあるが、開示することにより当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるか否かは法人の事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどから

客観的に判断すべきであると考えられる。この点について、実施機関は、「資金計画については、本件法人の高度な経営判断に基づく内部情報であって、開示することにより、本件法人の施設整備に係る負債の状況が第三者に明らかになり、入所者が減少するおそれがあるなど、本件法人の事業運営が不当に損なわれると認められる」旨主張する。

しかしながら、仮に負債状況が明らかになるとしても、法人全体の負債状況ではなく、施設整備に係る部分のみの負債状況であること、本件法人は既に本件補助金に係る施設整備を終了し、平成9年8月には本件施設を開設していること、実施機関の説明によれば、施設の選択に当たっては施設を経営する法人の財務状況のみならず、施設のサービス内容等を総合的に勘案して選択するのが通常であることからすれば、本件補助金に係る事業の財源の内訳に関する情報を開示することにより直ちに入所者が減少し、本件法人の施設運営に支障を来すなど、本件法人の事業運営が不当に損なわれると認められるとはいえないと判断する。

また、本件事業精算書については、借入先が明らかとなっている以上、金額を明らかにしたとしても、本件法人の事業運営上の地位が不当に損なわれるとは認められない。

なお、実施機関は、公の機関がいたずらに民間社会福祉事業に対する介入、関与を行うことにより法人の自主性を損なうことがあってはならないため、法人の意思にかかわらず開示すべきではないと主張する。しかしながら、法人の自主性という点を考慮したとしても、少なくとも補助金に直接関わる部分については、補助金を通じある程度公の関与が認められるものであり、本件事業計画書等に記録されている程度の情報であれば、受忍すべき範囲内であり、本件法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるとはいえないと考える。

#### ウ 本件実績報告書について

本件実績報告書は、本件補助金に係る事業が完了した際に本件法人から実施機関に提出された文書であり、そのうち実施機関が非開示とした部分には本件補助金の振込先の口座に関する情報が記録されている。

一般に、振込先の口座に関する情報は、法人が事業運営を行っていく上で公開を予定していない経理上の情報であり、また、これを公開する相手方の範囲は法人自らが自由に選択して決定すべきものであると考えられる。このような情報を公にすると、悪意をもつ第三者に不正に利用されるなど、法人の経理事務に混乱が生じ、当該法人の事業運営上の地位が不当に損なわれることとなることは否定できない。したがって、本件実績報告書に記録されている本件法人の振込み先金融機関名、預金種別及び口座番号については2号情報に該当すると判断する。

なお、異議申立人は、公金の入金という行為は、すべての納税者が知ることのできる形で行われるべきで、本件法人の口座も公開されるべきである旨主張する。確かに、公金の使途については実施機関において明らかにすべき情報であるが、公金の振込先の口座に関する情報は、上記で述べたとおりであり、公金の使途とは別の性質の情報であるため、異議申立人の主張は採用できない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年 3月31日	諮問書の受理 実施機関からの関係資料の提出
平成12年 4月17日 (第23回審査会)	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を審査会第一部会に付託
平成12年 4月26日 (審査会第一部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 異議申立人の意見陳述 審議
平成12年 5月24日 (審査会第一部会)	審議
平成12年 5月31日 (審査会第一部会)	審議
平成12年 6月14日 (審査会第一部会)	審議
平成12年 6月28日 (審査会第一部会)	審議
平成12年 7月19日 (審査会第一部会)	審議
平成12年 8月 8日 (第28回審査会)	答申案審議
平成12年 8月21日	答申

別紙 1

対象公文書	本件処分で非開示とした部分	追加で開示した部分
(1) 事業計画書	(3)の「ウ 設置者負担金」の内訳の金額	
(2) 事業予算書	収入の部の「道費補助金収入」及び「計」欄以外の金額	
(3) 工事請負契約書	設計・監理者の住所及び名称	同左
(4) 補助事業等実績報告書	振込み先金融機関名、預金種別及び口座番号	
(5) 事業精算書	ア 収入の部の「借入金収入」及び「本部会計繰入金収入」の金額 イ 特養分に係る支出の部の備考欄に記載の設計監理費支出先	中欄に記載のイの部分

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) 平成12年 2月 3日 | 本件開示請求              |
| (2) 平成12年 2月16日 | 開示決定期間延長通知          |
| (3) 平成12年 2月18日 | 本件開示請求に対する公文書一部開示決定 |
| (4) 平成12年 3月 7日 | 本件異議申立て             |
| (5) 平成12年 3月31日 | 本件追加処分              |

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見陳述により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件事業計画書、本件事業予算書及び本件事業精算書について

介護保険の導入に伴い、利用者は自己責任で施設を選択し契約を結ぶことになる。法人の財務内容は、借入金が異常に大きい施設では人件費の圧縮等により受けるケアが劣悪になる可能性が高いなど、施設利用者が選択する上で基本的知っておきたい情報であり、開示することによる法人の事業運営への損害よりも、非開示による施設利用者への不利益の方が大きいと判断される。

イ 本件事業精算書及び工事請負契約書のうち、設計監理者に関する情報について

公費を投入する公共性の高い建設工事にあつて、設計監理に責任を持つ「設計監理会社」に関する情報は、本来、当然に公にされるべきものである。また、北海道建設新聞など、他の媒体により既に公にされている情報であり、開示することにより、本件法人の事業運営が不当に損なわれることはない。

ウ 本件実績報告書のうち、振込み先口座に関する情報について

公金の入金という行為は、すべての納税者が知ることのできる形で行われるべきであり、また、多くの場合、法人の口座は寄付金の募集を行う際に公にされており、開示することにより本件法人の事業運営が不当に損なわれるとは認められない。

3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の説明要旨は、別添「理由説明書」のとおりである。

## 理 由 説 明 書

### 1 対象公文書の内容

開示請求者が請求した公文書は、請求に係る社会福祉法人の特別養護老人ホーム等の建設に関わる社会福祉施設整備費補助金の交付申請書及び実績報告書（平成7～9年度分）であり、対象となった公文書は次のとおりである。

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 補助金等交付申請額算出調書
- ・ 事業予算書
- ・ 工事請負契約書
- ・ 補助事業等実績報告書
- ・ 事業実績報告書
- ・ 精算額算出内訳
- ・ 事業精算書
- ・ 工事完成届
- ・ 公費補助事業等に係る建設工事完成調書
- ・ 建築基準法27条第3項の規定による検査済証

（なお、公文書一部開示決定通知書には「第27条」と記載していましたが、「第7条」の誤りです。）

### 2 非開示理由

条例第10条第1項第2号の該当性について

#### （1）事業計画書中の「設置者負担金の内訳金額」

設置者負担金は補助金の申請者たる法人の高度な経営判断に基づく内部情報であって、開示することにより、法人の施設整備に係る負債の状況が第三者に明らかになり、入所者が減少するおそれがあるなど、当該法人の運営が不当に損なわれると認められるため、非開示としたものである。

#### （2）事業予算書及び事業精算書中の補助金収入以外の収入の金額欄及び備考欄の金額 （合計欄を除く）

上記（1）と同じ理由により非開示としたものである。

#### （3）補助事業実績報告書の（振り込み先）中の金融機関名、預金種別、口座番号

法人の口座に関する情報については、一般に法人の内部管理情報として秘匿にしておくことが予定されており、どの範囲でこの情報を開示するかは当該法人が自由に決定できる性質の情報であって、これを当該法人の意志如何にかかわらず、広く開示することは、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められ、また開示することにより、悪意のある第三者に虚偽の振り込み先口座として利用されるなど、当該法人の金銭管理等に混乱や支障が生じるおそれもあることから、非開示としたものである。

なお、事業精算書中の支出の部の備考欄に記載の設計監理費支出先及び工事請負契約書中の設計・管理者の住所及び名称についても非開示としていたが、平成12年3月31日付け後社福第

3001号で追加開示済みである。

### 3 異議申立理由に対する反論

#### (1) 事業計画書中の「設置者負担金の内訳金額」

異議申立人は、公益法人の財務内容は積極的に開示されるべき性質のものであると主張しています。確かに、社会福祉法人は公共性が高く、公の監督も強いものとなっておりますが、その反面、国や地方公共団体といった公の機関がいたずらに民間社会福祉事業に対する介入、関与を行い、その自主性を損なうことがあってはならないとされています。このため、現在のところ、社会福祉法人の財務内容の開示については、「義務」ではなく、あくまで法人による「自主的開示」にとどめられており、開示することにより、法人の経営する社会福祉施設ごとの負債の状況が第三者に明らかになり、入所者の減少等により法人運営に支障を与えるおそれがある以上、公の機関である道が当該法人の意志如何にかかわらず、開示する情報ではないと判断したものであります。

#### (2) 事業予算書及び事業精算書中の補助金収入以外の収入の金額欄及び備考欄の金額

上記(1)に同じ。

#### (3) 補助事業実績報告書の(振り込み先)中の金融機関名、預金種別、口座番号

異議申立人は、公金の入金はずべての納税者が知ることのできる形で行われるべきであり、また、多くの場合、法人の口座は、寄付金の募集を行う際に公にされており、開示によって特別に法人の事業運営が不当に損なわれることはないと主張しています。

確かに公金の用途については、納税者へ明らかにする必要がありますが、入金行為に伴う口座に関する情報については、公金の用途に関わる情報とまでは判断されず、また社会通念上、公にしない情報であります。

また、社会福祉法人の口座は、寄付金の募集等を行う際に公開されることもありますが、全ての法人が公開しているものではなく、当該法人の意志如何にかかわらず、開示した場合、悪意のある第三者に虚偽の振り込み先口座として利用されるなど、当該法人の金銭管理等に混乱や支障が生じるおそれもあるため、非開示としたものであります。